

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））  
基金管理運営要領

平成29年5月11日

一部改正 令和3年4月1日

一部改正 令和4年4月1日

## 第1 趣旨

福島県が、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））（以下「交付金」という。）の交付を受けて福島県民健康管理基金（放射性薬剤研究開発等勘定）（以下「県民健康管理基金」という。）を造成し、当該基金を活用することにより、実施要綱第4に規定する定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画に基づく福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業を実施するに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日付け、府政防第217号・復本第269号・警察庁甲官発第55号・25文科政第89号・厚生労働省発会0228第2号・25食第198号・20140226財地第1号・国官会第2892号・原規監発第1402269号通知。）、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））実施要綱（平成29年5月11日付け、復本第1071号。以下「実施要綱」という。）及び実施要綱第10の1に規定する内閣総理大臣が定める交付要綱（以下「交付要綱」という。）のほか、この基金管理運営要領の定めるところによるものとする。

## 第2 運営主体

県民健康管理基金の運営主体は、福島県とする。

## 第3 県民健康管理基金の運営

### 1. 県民健康管理基金の造成

県民健康管理基金は、交付要綱に基づき、国からの交付金を受けて造成するものとする。

## 2. 県民健康管理基金の設置方法

県民健康管理基金は、その設置目的、額、管理、運用益の処理、処分等について、条例等において定めるものとする。

## 3. 県民健康管理基金の運用方法

県民健康管理基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ① 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ② 金融機関への預金（ただし、預金保険制度の対象となっているものに限る。）
- ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

## 4. 県民健康管理基金の果実

県民健康管理基金の運用によって生じた果実は、当該基金に繰り入れるものとする。

## 5. 県民健康管理基金の取崩しの制限

県民健康管理基金（4により繰り入れられた果実を含む。）は、福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業の実施に要する経費に充てる場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

## 6. 県民健康管理基金の額が過大であるとされた場合の取扱い等

福島県は、県民健康管理基金の額が福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると内閣総理大臣が認めた場合は、その額を、内閣総理大臣の指示に従い国庫に返還しなければならない。

## 7. 県民健康管理基金の残額の取扱い

福島県は、福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業が全て終了したとき又は実施要綱第4の3の計画期間の期限が到来したことその他の事情により県民健康管理基金を廃止したときは、当該基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

## 8. 福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業の事故の報告

福島県は、福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに内閣総理大臣に報告し、その指示

を受けなければならない。

9. 福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業の終了等

- (1) 福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業の期間は実施要綱第4の3の計画期間のとおり、当面、令和7年度末までを限度とする。
- (2) 内閣総理大臣は、（1）に定める場合のほか、次に掲げる場合には、福島県に対して、福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業について終了又は変更を命じることができるものとする。
  - ① 福島県が、適正化法、適正化法施行令、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく内閣総理大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - ② 福島県が、県民健康管理基金を福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業以外の用途に使用した場合
  - ③ 福島県が、福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - ④ その他福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (3) 内閣総理大臣は、（2）の終了又は変更を命じた場合において、福島県に対して、期限を付して、県民健康管理基金から支出した金額に相当する金額について、当該基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (4) （3）の期限内に県民健康管理基金に充当がなされない場合には、内閣総理大臣は、福島県に対して、未納に係る額につき、当該未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の当該基金への充当を、併せて命ずるものとする。
- (5) 県民健康管理基金の解散後において、事業実施者から当該基金設置主体であった福島県に対して返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

10. 福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業の経理等

- (1) 県民健康管理基金には、交付金、第3の4の果実、同9（3）の充当額及び同（4）の延滞金以外の資金を繰り入れることができない。
- (2) 福島県は、福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業についての会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、県民健康管理基金の用途を明らかにしておかなければならない。
- (3) 福島県は、（2）の経理を行う場合は、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事

業) 事業の完了した日 (第3の9による福島定住等緊急支援 (福島健康不安対策事業) 事業の終了を命ぜられた場合を含む。) の属する会計年度の終了後5年間、内閣総理大臣の要求があった際に、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年5月11日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日)

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。